

第 110 号 議 案

公の施設の指定管理者の指定について

長崎県看護キャリア支援センター条例（平成26年長崎県条例第53号）第2条の規定により、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

公 の 施 設 の 名 称	指定管理者となる団体の名称	指 定 の 期 間
長崎県看護キャリア支援センター	諫早市永昌町23番6号 公益社団法人 長崎県看護協会 会長 日野出 悦子	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで

令 和 6 年 11 月 26 日 提 出

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

（提案理由）

長崎県看護キャリア支援センターの指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項及び長崎県看護キャリア支援センター条例第5条の規定により、あらかじめ議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。